

ごかの お知らせ

No.577

役場の代表電話は☎(84)1111です

i おしらせ

農用地の貸付希望を受け付けします

茨城県農地中間管理機構では、規模縮小や経営転換等の理由で、農地の貸付を希望される方の申出を受け付けています。

お借りした農地は、公募で募集した担い手の方に対して、茨城県農地中間管理機構が転貸します。

農用地の貸借手続きの流れや、公募に応募されている担い手の方につきましては、茨城県農地中間管理機構のホームページでご確認ください。

○届出書配布・受付場所

産業課窓口

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)25882 (直通)

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は、当該土地が所在する市町村へ届出を行う必要があります。

○届出の必要な面積

市街化区域2,000㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域5,000㎡以上、都市計画区域以外の区域10,000㎡以上

○届出の必要な取引

売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権・賃借権の設定または譲渡等

○届出期限

契約締結日(契約締結日を含む)から2週間以内

○お問い合わせ

都市建設課 市街地整備推進室
☎(84)33347 (直通)

農業集落排水施設使用料及び下水道使用料の減免を受けられます

農業集落排水施設を使用している世帯や、公共下水道に接続されていて、井戸水を使用している世帯(水道水と井戸水を併用している世帯を含む)は、住民登録がされている方の人数等により使用料を算定していますが、学校等への進学や長期の入院、老人保健施設等への入所等により、住民票が異動できない理由で不在になる場合には使用料の減免を受けることができます。

該当する世帯は、減免申請書及びその他必要書類を提出する必要があります。詳細については上下水道課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

上下水道課 下水道G
☎(84)33346

水道メーターの交換

水道メーターは、計量法で定期的に交換することが定められています。水道メーターの交換は、町が発行した受託証明書を持った指定水道工事が行われます。また、対象となるご家庭

には、事前にハガキで通知します。

なお、作業時の立会いは必要ありませんが、作業員が敷地内へ立ち入りますので、ご理解とご協力をお願いします。

○作業期間

10月11日(水)〜23日(月)
11月11日(土)〜22日(水)

○交換費用 無料

○お願い

作業等に支障がありますので、メーターボックス及び止水栓の上には物を置かないでください。

○お問い合わせ

上下水道課 水道G
☎(84)30000 (直通)

マル福の申請書の様式が変わりました

医療福祉費支給制度(マル福)の申請書の様式が変わりました。記入内容を簡素化し、申請される方の負担の軽減をはかります。申請方法に変更はありません。旧様式用の紙がお手元にある場合、当分の間そちらも使用できます。

【変更点】

医療機関の名称を書かない
申請者の住所を書かない
保険種別を書かない

※小児マル福(ピンク色用紙・グリーン色用紙)も同じく様式を変更します。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)